

令和 6(2024)年 11 月から、はじめます

R6.10 市民・施設利用者の皆様へ

県内 2 例目

公共施設包括管理 の 導入

資料4

(参考/A3サイズ)

大津市では、市有の公共施設について「事務の効率化」「情報の一元化」「管理水準の均質化」を目的に、これまで所属ごとに行ってきた複数の施設の維持管理に係る業務を民間事業者へ委託した一括管理をはじめます。

- ▶ 対象施設 / 市民センター、幼稚園・保育園、小中学校 の 134 施設
- ▶ 対象業務 / 各種設備点検や清掃、樹木管理・除草、修繕※などの 19 業務

※「修繕」は、原則 130 万円以下(随意契約可能な小額工事など)の小規模なものに限る。

これまでの維持管理体制



公共施設包括管理の体制



導入によって

- ▶ より的確・迅速な修繕による **施設の安全確保や利便性向上**
- ▶ 職員の下業務への従事・強化による **各種サービスの向上**
- ▶ **公共施設マネジメントの推進** (計画的な修繕・更新の取組など) を図ります。

受託者 (包括マネジメント事業者)

日本管財(株) 滋賀事業所 (大津市包括管理センター)

お問合せは

大津市役所 建設部建築課



施設支援室

(新設)

TEL : 077-536-5601

市 HP は
こちら →

